

インボイス制度に伴う対応

2019年7月ユーザー会発表の『消費税対応について』より

SEDIOユーザー会

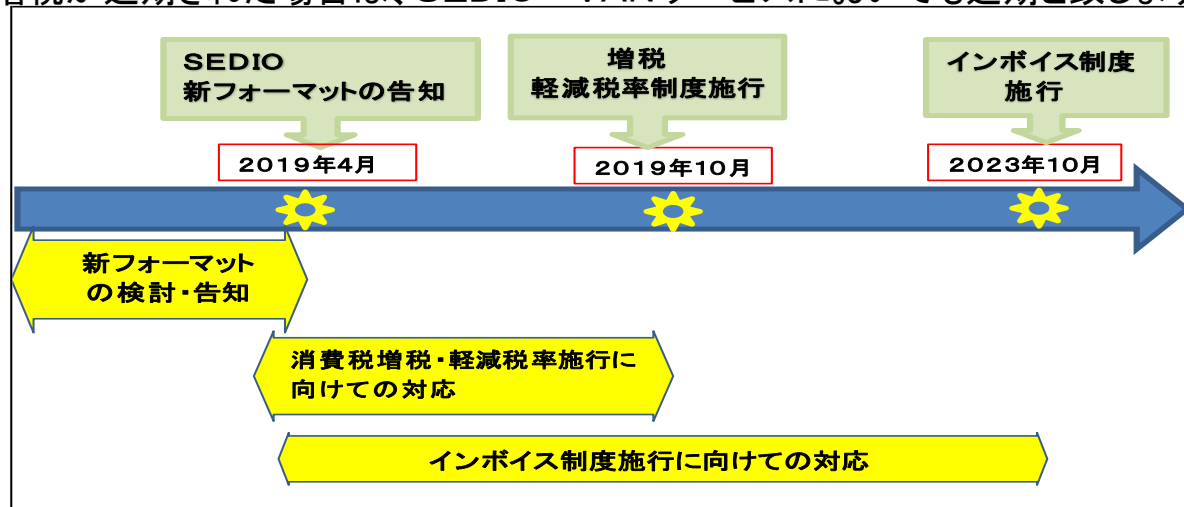
2023年 7月12日(水) 東京会場

2023年 7月14日(金) 大阪会場

1. 経緯

2019年10月に消費税増税が行われ、併せて軽減税率制度が導入される見込みです。これに伴い、商品ごとの消費税率管理が必要となり、請求書等への記載事項や保管方法など、様々な面で対応が必要となります。SEDIO－VANサービスにおいても、請求書等の記載要件や運用面で必要となる情報について、既存フォーマットを見直し、消費税関連項目を追加することと致しました。消費税増税が延期された場合は、SEDIO－VANサービスにおいても延期と致します。

2. スケジュール



適格請求書等保存方式(インボイス制度)に対応するため、**2019年4月**にEDIデータフォーマットの仕様変更・項目追加の告知を行います。SEDIO－VANサービスをご利用のメーカー様、卸売業様は、ご利用中のデータ種について仕様変更内容をご確認頂き、システム対応をお願い致します。また、**2019年10月**の消費税増税、軽減税率制度施行に向けて、社内および取引先様とのご調整をお願い致します。

3. 仕様変更がないもの

- ・ 文具統一伝票は変更ありません。（消費税の表示がない。）・・・卸連確認済
- ・ 商品マスタシステムは変更ありません。（自社商品マスタを使用する事が多い。）
- ・ 発注・蔵出・納期回答データは変更ありません。（今回の消費税増税は請求書がメイン。）

4. 仕様変更があるもの

- ・ 請求・支払データの変更と商品マスタレイアウトのみの変更があります。

- ①請求ヘッダーレコード（Bレコード）に請求元登録番号欄を追加
- ②請求伝票(伝票単位)レコード（Dレコード）に軽減税率伝票区分欄を追加
- ③請求伝票(明細単位)レコード（Eレコード）に軽減税率商品区分欄を追加
- ④請求合計レコード（Fレコード）に標準取引金額、標準消費税欄を追加
- ⑤商品マスタレイアウトのみ軽減税率商品区分欄を追加

※全ての新規追加項目は、現行データフォーマットのフィラー部分とします。

- ・ 変更内容は、**2019年10月**からの【区分記載請求書等保管方式】、**2023年10月**からの【適格請求書等保管方式】と保管方式がかわりますが、
今回の請求変更は【適格請求書等保管方式】まで先にまとめて行ないます。（表1）

表 1

適格請求書等保存方式の導入			
	【請求書等保存方式】 (現行制度)	【区分記載請求書等保存方式】 (平成31年(2019年)10月～)	【適格請求書等保存方式】 (平成35年(2023年)10月～)
請求書等	○ 請求書の記載事項 ・請求書発行者の氏名又は名称 ・取引年月日 ・取引の内容 ・対価の額(税込) ・請求書受領者の氏名又は名称 請求書 〇〇御中 11月分 21,600円(税込) 11/1～30 牛肉2kg 5,400円 合計 21,600円 △△(株) 請求書(控) □□御中 11月分 43,200円(税込) 11/1～30 牛肉2kg 10,800円 合計 43,200円 〇〇(株) 仕入 売上	同左プラス ・軽減税率の対象品目である旨 ・税率ごとに合計した対価の額(税込) (注) 請求書の交付を受けた事業者による追記も可 請求書 〇〇御中 11月分 21,800円(税込) 11/1 牛肉2kg 5,400円 11/8 割りばし4箱 5,500円 合計 21,800円 △△(株) 請求書(控) □□御中 11月分 43,600円(税込) 11/5 牛肉2kg 5,400円 11/9 割りばし4箱 6,600円 合計 43,600円 〇〇(株) 仕入 売上	同左プラス ・登録番号 ・税率ごとの消費税額及び適用税率 (注) 「税率ごとに合計した対価の額」は、税抜又は税込 請求書 〇〇御中 11月分 20,000円(本体) 11/1 牛肉2kg 5,000円 11/8 割りばし4箱 5,000円 合計 20,000円 消費税 1,800円 △△(株) 登録番号 T1234 (注) ※印は軽減税率(8%)適用商品 請求書(控) □□御中 11月分 40,000円(本体) 11/5 牛肉2kg 5,000円 11/9 割りばし4箱 6,000円 合計 40,000円 消費税 3,600円 〇〇(株) 登録番号 T2345 (注) ※印は軽減税率(8%)適用商品 仕入 売上
	○ 交付義務なし・不正交付の罰則なし ○ 免税事業者も交付可 ⇒免税事業者からの仕入税額控除可	同左 同左	○ 交付義務あり・不正交付の罰則あり ○ 登録を受けた課税事業者のみ交付可 ⇒免税事業者からの仕入税額控除不可 ○ 免税事業者からの仕入れについて、 ・3年間: 80% ・その後3年間: 50% の仕入税額控除可。
税額計算特例	○ 取引総額からの「割戻し計算」 (例) $43,200円 \times 8/108 = 3,200円$	○ 税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」 (例) 10%対象: $22,000円 \times 10/110 = 2,000円$ 8%対象: $21,600円 \times 8/108 = 1,600円$ 3,600円 ○ 売上税額・仕入税額の計算の特例 (みなし計算・簡易課税の事後選択)	○ 税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」 (例) 10%対象: $20,000円 \times 10/110 = 1,818円$ 8%対象: $20,000円 \times 8/108 = 1,481円$ 3,300円 (注) 売上税額を「繰上げ計算」する場合には、仕入税額も「繰上げ計算」
その他	○ せり売りなど媒介・取次業者により代替発行された請求書による仕入税額控除可 ○ 3万円未満の取引や自動販売機からの購入、中古品販売業者の消費者からの仕入れ等は、帳簿の記載で仕入税額控除可 ○ 小売業者が発行する請求書は、記載事項を簡略可(受領者の名称の記載不要)	同左	同左(ただし、3万円未満の取引に係る規定は廃止) ○ 適格請求書等の内容につき電磁的記録での提供可

表1: 2019年10月1日からの適格請求書等保管方式の導入 ※出典: 国税庁ホームページ

5. 請求・支払データの変更について

1) 自社商品マスタに**軽減税率商品**の区分を設け、**表示する必要があります。**

(軽減税率商品の洗い出しと自社での区分設定を統一する。)

- ・ **自社商品マスタの漢字商品名に設定 ⇒ 品名の一番後ろに‘※’**
自社商品マスタの半角カナ商品名に設定 ⇒ 品名の一番後ろに‘*’
- ・ **自社商品マスタに軽減税率商品区分を設定 ⇒ 1バイト新規指定..‘1’**

2) SEDIO請求・支払伝送フォーマットの変更

- ・ フォーマットは、明細単位は商品品番、伝票単位は納品伝票番号(出荷伝票番号)である為、**軽減税率商品、伝票区分**をセットするようにご準備ください。

軽減税率商品、伝票区分 = 10% (“空白”) 8% (“1”)

また、**自社請求書明細のどこかに軽減税率商品の区分(‘※’か‘*’)**を表示するようにご準備ください。

- ・ 請求伝票(伝票単位)レコード(Dレコード)に軽減税率伝票区分欄を追加

3014	伝票フィラー	X(10)	}	追加
↓				
3014	軽減税率伝票区分	X(01)		
3014A	伝票フィラー	X(09)		
3022	伝票フィラー	X(10)	}	追加
↓				
3022	軽減税率伝票区分	X(01)		
3022A	伝票フィラー	X(09)		

- ・請求伝票(明細単位)レコード(Eレコード)に軽減税率商品区分欄を追加

4021 フィラー X(04)

↓

4021 **軽減税率商品区分** X(01)

4022 フィラー X(03)

追加

- ・請求合計レコード(Fレコード)に標準取引金額、標準消費税欄を追加
(請求合計レコードには、軽減税率(8%)の欄は設定しません。)

5007 取引金額合計 ⇒ **合計取引金額** に名称変更

5008 消費税額 ⇒ **合計消費税額** に名称変更

5011 フィラー X(34)

↓

5011 **標準取引金額** 符号 X(01)

5012 金額 9(10)

5013 **標準消費税額** 符号 X(01)

5014 金額 9(10)

5015 フィラー X(12)

追加

★合計欄の算出

10%取引金額 標準取引金額

8%取引金額 合計取引金額 — 標準取引金額

取引金額合計 合計取引金額

10%消費税 標準消費税額

8%消費税 合計消費税額 — 標準消費税額

消費税合計 合計消費税額

- 3) インターネット受発注システム・請求処理の改修を**2019年8月末迄**に行ないます。

本番リリースは、2019年10月7日を予定しております。

6. 追加項目仕様への対応

【軽減税率対象商品の取引があるメーカー様、卸売業様の対応のポイント】

- 1) 商談時の商品税率情報の確認について、**軽減税率商品の取扱いがあるメーカー、卸売業様は、商談時の税率情報の連携、商品マスタ管理**についてご調整ください。
- 2) **発注データ**について卸売業様は、**発注データ送信時に、税率毎に発注できるようにご準備ください。**
- 3) 送信データに**軽減税率対象商品**を取扱われている場合、**2019年10月以降、発注データは、税率毎に伝票を分割し、送受信できるようにご準備ください。**
(返品、伝票訂正データ等についても可能な範囲でご対応ください。)
- 4) 請求(支払)データについて、明細単位、伝票単位を作成し、**軽減税率商品区分を設定**して送信できるようにご準備ください。
- 5) 請求合計データについて、**全体分の合計取引金額と合計消費税、10%分の標準取引金額と標準消費税額を区分して計算し、データにセットできるようにご準備ください。**
- 6) 請求データの送信方法は、
 - ・『1請求データ上に10%分、合計(8%分は算出)をセットして送信するのか』
 - ・『8%分の請求データ、10%分の請求データと税率毎で送信するのか』卸売業様とご調整の上、送信できるようにご準備ください。
- 7) 請求合計データからの請求書合計は、5. 2) ★合計欄の算出 を参照に算出してご使用ください。

【軽減税率商品の取引がないメーカー様、卸売業様の対応のポイント】

1) 軽減税率商品の取引がなくても、請求・支払システムを共通化する為に、

2019年10月からは、税率毎の取引金額、消費税額等、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の対応項目を設定して送信できるようにご準備ください。

請求合計データの税率毎の取引金額、消費税は同じになります。

7. 商品マスタレイアウトのみの変更

1) **現在のSEDIO商品マスタシステムについて変更はありません。**メーカー、卸売業様の商談時に税率情報の連携、商品マスタ管理の確認、調整が必要である為です。

但し、商品マスタを自社内で使用する時や特定の会員様への商品マスタ提供等に軽減税率商品を提供出来るように、商品マスタレイアウトに軽減税率商品区分を追加設定いたします。

商品DB更新基本レコード2(レコード区分「C」)に軽減税率商品区分を追加

2022 軽減税率商品区分 X(01) 10% (“空白”) 8% (“1”)

2022A フィラー X(01)

※現行商品マスタメンテナンスで設定して送信した場合は、フィラー扱いになります。

8. 適格請求書等保存方式(インボイス制度)の実施

- 1) **2019年10月**以降、請求合計データに税率毎の取引金額、消費税額等、
2023年10月以降、請求ヘッダーデータに請求元登録番号を設定して、
適格請求書等保存方式(インボイス制度)に対応できるようにご準備ください。

※**2021年10月**以降、税務署への申請により、登録番号を取得できます。

登録番号=T+13桁の数字(14桁)

- 2) 請求ヘッダーレコード(Bレコード)に**請求元登録番号欄**を追加

1014 フィラー X(36)

↓

1015 **請求元登録番号** X(14)

1016 フィラー X(22)

} **追加**

※**請求元登録番号**は2023年9月迄、空白をセットしてください。

- 3) **2023年10月**以降、請求ヘッダーより**請求元登録番号**を参照して下さい。

(例) 日本文紙データ交換機構

〒111-0052 東京都台東区

TEL 03-5687-0963

登録番号 T0123456789123

以上

※2019年7月では、**請求元登録番号**の名前で記述しましたが、

2023年7月より、**適格事業者番号**に変更致します。

『請求照合・支払照合・マニュアル』を変更致します。

2023年4月分より

1. 適格事業者番号の表示

2. 税別対象金額の表示

**SEDIOは10%消費税のみ
ですので税は1行表示。**

日本文紙データ交換機構 **SEDIO**